

国民の保護に関する基本指針の一部変更について

平成 29 年 12 月 19 日の閣議において国民保護に関する基本指針が以下のとおり改正されました。

○ 基本指針の主な変更内容①

「避難に当たって配慮すべき事項」の箇所に、平素から J アラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記

【例文】市（町村）は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J アラート）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

○ 基本指針の主な変更内容②

「避難施設の指定」の箇所に、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記

【例文】市（町村）は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

○ 基本指針の主な変更内容③

「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加

【例文】NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。



西東京市国民保護計画への反映

今後の東京都における東京都国民保護計画の改正、又は改正に係る動向を確認した後、西東京市国民保護計画の改正の必要性について考察する。